

『大阪府雇用促進支援金』の 実施期間を延長します！

このたび、大阪府雇用促進支援金の
支給要件の一つである「雇入れ期限」について、
厳しい雇用情勢等を踏まえ、
令和4年9月30日まで延長します。



オンラインで
申請手続き
が完了！

延長

令和4年7月1日～
令和4年9月30日までの間に雇入れ

【申請期限】

令和5年1月31日(火)

現行

- ① 令和3年12月1日～
令和4年3月31日までの間に雇入れ
- ② 令和4年4月1日～
令和4年6月30日までの間に雇入れ

【申請期限】

- ① 令和4年8月31日(水)
- ② 令和4年11月30日(水)

❗ 雇入れ日により申請期限が異なりますのでご注意ください。

詳細・
お問い合わせ

詳しくは、大阪府雇用促進支援金HPをご確認ください。

大阪府雇用促進支援金



大阪府雇用促進支援金事務局

TEL:06-4794-7050 (平日9:00～18:00)

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか

『大阪府雇用促進支援金』とは？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による厳しい雇用情勢等を踏まえ、離職を余儀なくされた方の早期就職につなげていくため、新たに求職者を雇い入れ、3か月間継続雇用した事業主の皆様へ支給する支援金です。

支給額



支援金の主な支給要件

- 1 大阪府緊急雇用対策特設HP「にであう」に掲載している民間人材サービス事業者の求人特集に求人を掲載したこと
- 2 ①の求人に対し令和2年10月1日以降応募し、かつ令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所がある求職者を令和3年12月1日から令和4年9月30日までの間に雇い入れたこと
- 3 ②で雇い入れた方を3ヶ月間継続して雇用したこと
- 4 ②で雇い入れた方を雇用保険に加入させていること

※派遣労働者（いわゆる常用雇用型派遣を除く）としての雇入れや請負契約は対象外です。

※令和2年10月1日から令和3年11月30日までの間の雇入れについての申請は受付を終了しています。

申請に必要な書類

次の5つ(※)のものをPDF形式や画像データで用意して下さい

雇い入れた方の

- ① 履歴書
- ② 雇い入れ後3ヶ月分の給与明細
- ③ 労働契約期間がわかる書類
- ④ 雇用保険への加入がわかる書類

申請する事業主の

- ⑤ 支援金の振込先口座の通帳等

(※)個人事業主または任意団体の場合は、

①から⑤に加えて、⑥代表者の本人確認ができる書類